

令和7年春の全国交通安全運動実施要綱

1 目的

この運動は、県民一人ひとりが交通ルールを遵守し、交通マナーを実践するとともに、安全な道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 期間

令和7年4月6日（日）から4月15日（火）までの10日間

3 交通事故死ゼロを目指す日

令和7年4月10日（木）

4 主唱

岐阜県交通安全対策協議会

（岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体名簿のとおり）

5 運動の重点

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

6 運動の重点の趣旨と推進項目

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

全国の交通事故をみると、次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることは重要であるにもかかわらず、交通事故による幼児・児童（小学生）の死者、重傷者では歩行中や自転車利用中の割合が高く、また、新学期が始まる4月から6月にかけて、死者・重傷者が増加する傾向にある。

加えて、歩行中児童（小学生）の死者・重傷者の通行目的では登下校が全体の約4割を占めるなど、依然として、通学路を始めとする道路においてこどもが危険にさらされている状況にある。また、こどもに限らず、交通事故死者数全体をみると、歩行中の割合が最も高く、歩行者側にも走行車両の直前・直後横断や横断歩道外横断、信号無視等の法令違反が認められる。このため、こどもを始めと

する歩行者が安全に通行できる道路交通環境を確保するとともに、全ての歩行者に対し、道路の安全な横断方法を実践するよう促していくことが必要である。

【推進項目】

ア こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路環境の確保

- ・ 通学路、未就学児童を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。
- ・ 登下校時間帯に合わせて外に出るなど、時間と場所を工夫し、何かをしながら登下校中のこどもを見守る「ながら見守り」を推進する。
- ・ こどもや高齢者、障がいのある人が道路を横断しようとしている場合には、声掛け、誘導するなど、地域一体となった交通安全活動を推進する。
- ・ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策、通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策等を推進する。
- ・ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用についての広報活動等を推進する。

イ 歩行者の正しい横断方法の実践

- ・ 横断歩道を渡ることや信号に従うこと等の基本的なルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守る為の交通行動として、横断歩道を渡るときには、手を上げるなどして運転者に横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等について啓発を推進する。
- ・ 歩行中幼児や児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進や、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児、児童への教育を促す取組を推進する。
- ・ 高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育を推進する。
- ・ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と、自発的な着用を促す取組を推進する。

(2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルド

シートの適切な使用の促進

全国で発生した横断歩道横断中の死亡事故では、自動車等側の多くが第1当事者であり、横断歩行者妨害等の法令違反が認められる。また、近年、携帯電話等を使用しながら自動車を走行させる「ながら運転」が要因となった死亡・重傷事故が増加傾向にあるほか、飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」。以下同じ）等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない。さらに、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であり、チャイルドシート使用率は、年齢が上がるにつれて低下する傾向にある。

このため、自動車等の運転者に対して、歩行者優先意識を徹底するとともに、ながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用を促していくことが必要である。

なお、75歳以上の高齢運転者による交通死亡事故は、免許保有者人口当たりで見ると、75歳未満の運転者と比較して多く発生しており、その要因としてハンドル操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違いなどが多くなっていること等にも留意が必要である。

【推進項目】

ア 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- ・ 歩行者優先意識の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発を推進する。
- ・ 横断歩道等に歩行者等がいなかったことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組を推進する。
- ・ 夜間の対向車や先行車がいなかった状況におけるハイビームの活用を促す取組を推進する。

イ ながら運転の根絶

- ・ 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性について広報啓発を推進する。
- ・ 業務中のながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組を推進する。

ウ 飲酒運転の根絶

- ・ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における取組を推進する。
- ・ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底を図る。

エ 妨害運転等の防止対策

- ・ 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発を推進する。
- ・ ドライブレコーダーの普及促進に関する広報啓発を推進する。

オ 高齢運転者の交通事故防止対策

- ・ 加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発を推進する。
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発を推進する。
- ・ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な

周知及び運転免許証の自主返納制度や自主返納者に対する支援施策の広報啓発により自主返納を促進する。

カ 二輪車運転者に対する広報啓発

- ・ 二輪車の特性の周知や乗車用ヘルメットの正しい着用、プロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発を推進する。
- ・ 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発を推進する。
- ・ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発を推進する。

キ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ・ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組を推進する。
- ・ シートベルトの正しい着用、チャイルドシートの確実な取付方法や肩ベルトの締付け方等、正しい使用方法について広報啓発を推進する。
- ・ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のこどもへのチャイルドシート使用の広報啓発を推進する。
- ・ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導や広報啓発を推進する。

(3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

全国の情勢として、全事故に占める自転車関連事故の割合は増加傾向にあり、自転車利用中の交通事故死傷者数は10歳から25歳未満の若年層の割合が高い。また、自転車乗車中の死者の半数以上が頭部に致命傷を負っているほか、自転車利用中における乗車用ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高い。さらに、自転車利用中の死亡事故では、自転車側の多くに法令違反が認められる。加えて、道路交通法の一部を改正する法律の施行により、令和6年11月1日から自転車運転中のながらスマホの禁止や酒気帯び運転等に対する罰則が創設されている。また、特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが定められ、利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められており、乗車用ヘルメットの着用についても努力義務が課されている。

このため、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用と交通ルールの遵守を促していくことが必要である。

【推進項目】

ア 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

- ・ 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」及び道路交通法に基づき、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。
- ・ 夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けや定期的な点検整備の促進を図る。
- ・ 幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児同乗中自転車の乗車、降車、停車時における転倒等の危険性の周知や安全利用に関する広報啓発を推進する。
- ・ 自転車事故被害者の救済のため、自転車損害賠償責任保険等への加入について広報啓発を推進する。

イ 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルールの周知

- ・ 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や、自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を図る。
- ・ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールを周知する。
- ・ 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法第34号）により、令和6年11月1日から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転等に対する罰則の創設）に関する広報啓発を推進する。
- ・ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や関係事業者等に対する交通安全対策の働きかけ等を推進する。

ウ 特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用の取組を推進する。
- ・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組を推進する。

7 運動の進め方及び効果の検証

各実施機関・団体は、相互に連携、協力し、地域一体となった運動が展開されるよう、組織の特性に応じた取組や情報通信技術の普及も踏まえた、多様な形態の運動を推進する。

運動終了後には、その効果の評価を行い、実施結果を把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう努める。

岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体（順不同）		
官公庁等	中日本高速道路(株)	(一社)岐阜県農業会議
岐阜県	日本郵便(株)東海支社	岐阜県農業協同組合中央会
岐阜県警察	(一社)岐阜県指定自動車教習所協会	(一社)ぎふ総合健診センター
岐阜県教育委員会	中部鉄道協会	(一社)岐阜県観光連盟
各市町村	(一社)岐阜県自動車会議所	(一社)岐阜県経営者協会
各市町村教育委員会	(公社)岐阜県バス協会	(一財)岐阜県消防協会
岐阜地方検察庁	岐阜県タクシー協会	(公財)岐阜県防犯協会
中部運輸局岐阜運輸支局	(一社)岐阜県トラック協会	(一社)岐阜県警備業協会
岐阜地方気象台	(一社)岐阜県自家用自動車協会	(一社)岐阜県危険物安全協会
岐阜労働局	(一社)岐阜県自動車整備振興会	岐阜県中小企業団体中央会
中部地方整備局各事務所	岐阜県自動車販売店協会	岐阜県商工会議所連合会
岐阜地方方法務局	岐阜県自転車軽自動車商協同組合	岐阜県商工会連合会
岐阜地方裁判所	岐阜県軽自動車協会	(一社)岐阜県建設業協会
岐阜家庭裁判所	岐阜県中古自動車販売協会	岐阜県砂利協同組合
岐阜県市長会	岐阜県レンタカー協会	岐阜県石油商業組合
岐阜県町村会	岐阜県自動車車体整備協同組合	岐阜県森林組合連合会
岐阜県市議会議長会	岐阜県自動車電装品整備商工組合	岐阜県木材協同組合連合会
岐阜県町村議会議長会	軽自動車検査協会岐阜事務所	岐阜県小売酒販組合連合会
教育関係団体等	(一社)日本二普協 岐阜県二輪車普及安全協会	岐阜県生コンクリート工業組合
岐阜県都市教育長会	損害保険料率算出機構岐阜自賠責損害調査事務所	全岐阜県生活協同組合連合会
岐阜県町村教育長会	(独)自動車事故対策機構岐阜支所	岐阜県民共済生活協同組合
岐阜県保育研究協議会	自動車安全運転センター岐阜県事務所	交通安全関係団体
岐阜県高等学校長協会	岐阜県自動車共済協同組合	各市町村交通安全対策協議会
岐阜県小学校長会	岐阜県農業機械商業協同組合	岐阜県交通安全女性協議会
岐阜県中学校長会	(公財)日本道路交通情報センター岐阜センター	各交通安全女性団体
岐阜県公立幼稚園・こども園長会	(一社)日本自動車連盟岐阜支部	各幼児交通安全クラブ
(一社)岐阜県私立幼稚園連合会	(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会	(一財)岐阜県交通安全協会
岐阜県PTA連合会	その他の関係団体	各地区交通安全協会
岐阜県高等学校PTA連合会	岐阜県美容業生活衛生同業組合	報道機関
岐阜県専修学校各種学校連合会	岐阜県理容生活衛生同業組合	日本放送協会
青少年・地域・福祉団体等	岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合	岐阜放送(株)
岐阜県自治連絡協議会	生活衛生同業組合岐阜県映画協会	(株)CBCテレビ 岐阜支社
岐阜県保護司会連合会	岐阜県クリーニング業生活衛生同業組合	東海テレビ放送(株)
ボーイスカウト岐阜県連盟	岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	東海ラジオ放送(株)
ガールスカウト岐阜県連盟	岐阜県料理生活衛生同業組合	名古屋テレビ放送(株)
(一財)岐阜県子ども会育成連合会	岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合	中京テレビ放送(株)
岐阜県スポーツ少年団	岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合	(株)岐阜新聞社
岐阜県少年少女合唱連盟	岐阜県飲食生活衛生同業組合	(株)中日新聞社
(特非)岐阜県青年のつどい協議会	岐阜県食肉生活衛生同業組合	(株)毎日新聞社
岐阜県公民館連合会	岐阜県鮨商生活衛生同業組合	(株)朝日新聞社
(社福)岐阜県社会福祉協議会	岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	(株)読売新聞社
(一財)岐阜県地域女性団体協議会	各ライオンズクラブ	(株)日本経済新聞社
(一財)岐阜県老人クラブ連合会	各ロータリークラブ	(株)中部経済新聞社
(一社)岐阜県聴覚障害者協会	(一社)岐阜銀行協会	(株)日刊工業新聞社
(一財)岐阜県身体障害者福祉協会	岐阜県信用金庫協会	(株)時事通信社
(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会	(一社)東海信用組合協会	(一社)共同通信社
(公社)岐阜県青少年育成県民会議	岐阜県弁護士会	(株)エフエム岐阜
交通・運輸関係団体等	(一社)岐阜県医師会	
東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部	(公社)岐阜県歯科医師会	